

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

越 知 町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 越知町全域

(1) 現況

本地域は、石鎚山系の支脈が連なり、地帯区分は農山村に属している。総面積11,195 h aのうち、農業の基盤となる経営耕地面積は228 h aと毎年減少の傾向にあり、そのほとんどが急峻な山腹に散在した小規模の農用地であり平坦地の農用地についても小区画・不整形で水害常襲地帯に位置し、作物が限定されている。農業経営に関する基本的条件を考慮し、需要の動向に対応しうる生産性の高い農業生産構造を確立するため、農業生産基盤の整備、農地の流動化や利用集積等を推進し、地域の実態に即した農業生産、流通の近代化を図ることが必要となっていることから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、集落協定や農業者などの合意形成による集落営農の取組などにより法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動の継続的な実施を支援する。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	越知町全域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項